

一宮町社会資本整備総合交付金評価実施要綱を次のように定める。

令和3年6月1日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第18号

一宮町社会資本整備総合交付金評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「社会資本整備総合交付金交付要綱について」(平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知)別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」(以下「国要綱」という。)第8に基づき一宮町が作成する社会資本総合整備計画(以下「計画」という。)の実施に当たり、国要綱第8第1項及び第10第1項に定められた評価を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

(評価の内容)

第2条 計画の評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事前評価

- ア 目標の妥当性
- イ 計画の効果及び効率性
- ウ 計画の実現可能性
- エ その他評価に必要な事項

(2) 中間評価及び事後評価

ア 要素事業(国要綱第3第3号に規定する要素事業をいう。)

イ 事業効果の発現状況

ウ 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の達成状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の達成状況

エ 今後の方針等

オ その評価に必要な事項

(評価の実施方法)

第3条 評価は、次に掲げる年度において実施するものとする。

(1) 事前評価 計画を策定する年度とする。

(2) 中間評価 特に必要な場合に実施するものとし、実施する場合は、計画の中間年度とする。

(3) 事後評価 計画の最終年度中又は計画期間の終了後とする。

(評価者)

第4条 評価者は、都市環境課長、都市環境課主幹、都市整備係長とする。該当職不在の場合は在職者で評価する。

(計画及び評価シートの作成)

第5条 町長は、前条に規定する評価者の意見を受け、計画及び評価シート(以下「計画等」という。)を作成するものとする。

(計画等の公表)

第6条 町長は、前条の規定により作成した計画等について、速やかに公表するものとする。

2 町長は、前項の規定による公表後にその内容を見直す必要があると認めたときは、その内容について見直しを行うとともに速やかに公表するものとする。

(計画等の提出)

第7条 町長は、計画等を作成したとき、又は計画等の内容の見直し等を行ったときは、その結果について、速やかに国土交通大臣に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。